【自律改革】平成30年9月末時点の取組状況(中間報告)

No	区分	事項名	自律改革取組前の状況 (現状・課題)	検討・分析の進め方	9月末時点の取組の内容及び成果 今後の方向性	取組状況
1	継続	自律改革体制の整備	局内における自律改革を推進する体制が不 十分	局長を本部長とし、全管理職をメンバーとする労働委員会事務局改革推進本部を設置 各課題ごとにPTを立ち上げ、メンバーに若手職員を登用して自律的な改革を推進	平成30年4月11日付30総行革行第46号 『「2020改革プラン〜これまでの取組の成果 と今後の進め方〜」の推進について(依頼)』 に基づき、労働委員会事務局改革推進本部 を設置 引き続き、改革に向けた取組を自律的に推 進していく。	実施中
2	新規	分かり易さを重視したホーム ページの再構築	「東京都公式ホームページに係るガイドライン(平成29年12月)」に準拠するためのホームページ改修に合わせ、全体構成や掲載内容の見直しを検討する。	う、構成を見直す。 見直しに当たっては、現行ホームページの各	閲覧者が目的の情報にたどり着きやすいよう、ホームページの再構成案を作成した。 再構成及びデザイン統一を実現するため、ホームページの改修を業者委託することとし、契約に向けて準備作業を行った。 新ホームページの運用を年度内に開始するため、必要な作業を進めていく。	実施中
3	新規	一層の業務効率化に向けたシス テムの機能強化	ー層の業務効率化を図るため、現行のソフトウェアのバージョンアップとともに、システムの機能強化やマニュアル整備等に取り組む。	PTで改修について議論、情報共有を行い、	審査2システム(不当労働行為及び資格審査システム)の改修業者が決定し、年度内の本番稼働に向けて改修作業を開始31年度改修に向けての準備作業を行うほか、契約差金を利用した今年度中のさらなる改修等について検討	実施中
4	新規	紛争回避に向けた広報物の作 成	使用者が労使関係に不慣れであること又は 当事者間の労使関係が未成熟であることが 原因で、紛争状態に陥っている事案が散見さ れる。	当委員会の豊富な事案の経験の蓄積を生かし、労使間の集団的紛争を回避し、健全な労使関係の構築に資する方策を、各課横断的に組織したPTにおいて検討する。	当委員会に申立てのあった事案等を基に、 労使関係において想定される場面を視覚的 に例示しつつ、不当労働行為について解説 する小冊子形式での広報物の作成に取り組 んでいる。 当面、具体的な内容及び提供方法の検討を 継続する。	実施中
5	新規	組織的な情報の共有と活用の徹 底	電子ファイルの組織的な管理を行うとともに、 情報が局内で適切に共有されるよう、共有 フォルダ及びDBの整理・活用に取り組む。	その結果、以下について検討を進める。 〇共有するべき情報の精査	特に情報共有が必要な情報を「新規採用・転入職員が早期に戦力となる上で必要となる情報」、「職員が効率的に業務を進める上で必要となる情報」の2点に整理し、当該情報を共有するための共有フォルダの階層及びDBのレイアウトについて、改善案を作成した。今後、改善案について、利用者のアクセス(閲覧)権限も含めて、最終調整を行う。	宇施山
6	新規	労働委員会の認知度向上	労使紛争に馴染みのない一般都民に向けた 広報を充実させ、労働委員会の認知度が向 上するよう、紹介動画等の作成に取り組む。	○動画のターゲットを明確に設定し、労働委員会の役割を理解できるような短時間の動画を作成。ホームページ等で公開 〇労働組合や使用者等を個別訪問して制度説明を実施することにより、労働委員会の調整機能等への理解促進を図る。	作成する動画の内容を決定し、シナリオを検討 また、労働委員会利用者へのPR機会の提供を関係機関等に依頼。個別訪問によるPR を開始 今後、動画の撮影・編集を行うとともに、個別 訪問によるPRを実施していく。	